

第62版(2021年版)の重要な変更点および改定点

IATA危険物規則書62版は、IATA危険物委員会（IATA Dangerous Goods Board）によって採択された変更点だけでなく、2021 - 2022年版技術指針（the Technical Instructions）の内容を進展させる中でICAO危険物パネル（ICAO Dangerous goods Panel）によりなされたすべての改定点を網羅している。以下のリストは本62版に取り入れられた主な変更点を利用者がそれと見分けがつくようにまとめたものであるが、すべての変更点を網羅したものではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

1 — 適用 (Applicability)

1.2.7 — 例外 (Exceptions) 例外のリストが、移植を意図した臓器の保存のために要求される危険物および有害生物の管理（pest management）の活動のため投下される危険物を取り込むため改定された。

1.5 教育訓練要件 (Training Requirements) — 第61版の付録Iに記載された1.5節は能力に基づく危険物教育訓練と評価を実施するため採択された。第61版の1.5節は、2022年12月31日まで2年間の経過期間があるため付録Hの付属書Aに移動された。この期間は第61版の教育訓練要件が継続して使用されることができる。

1.7 危険物の保安 (Dangerous Goods Security) — 表1.7.Aに記載されている重大な影響をもたらす危険物を表示するリストに新しい項目が追加された。

2 — 制限 (Limitations)

2.3 — 旅客または乗務員が携行する危険物 (Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew)

2.3.2.2 — ニッケル水素電池または乾電池で駆動する移動補助機器の規定が改定され、移動補助機器に電力を供給する予備電池は旅客一人当たり2個までの携行が許可されることとなった。

2.3.4.2 — ライフジャケットまたはライフベストのような自動膨張式の安全装置は一人当たり2個、および1装置当たり2個以下の予備ガスカートリッジの携行が許可されるよう改定された。

2.3.5.8 — 携帯電子機器 (PED) および携帯電子機器の予備電池の規定は、電子たばこの規定および防漏型湿式電池で作動する携帯電子機器の規定と併合させて2.3.5.8とするよう改定された。この規定はリチウム電池だけでなく乾電池およびニッケル水素電池にも適用することが識別されるよう明確な追記がなされた。

2.4 — 航空郵便による危険物の輸送 (Transport of Dangerous Goods by Post)

2.4.2 (a) — UN 3373の冷却材としてドライアイスが使用される場合、包装基準954のすべての該当する部分が適用されなければならないこと、また指定郵便事業者は、運航者が適切な受託要件および機長への通知のための情報の要件を遵守することを可能とするため、当該郵便物品を他の郵便物と別にして運航者に提出しなければならないことを識別するために改定された。

3 — 分類 (Classification)

3.6.2.5 — カテゴリーAの病毒物を含む固体の医療廃棄物を対象とした新基準が追加された。

3.8.3 — 腐食性物質および混合物への包装等級の割り当ての基準に改定がなされた。

4 — 識別 (Identification)

4.2 — 危険物リスト (List of Dangerous Goods)

危険物リストの改定は以下を含む。

- 新規国連番号3品目の追加、UN 0511、UN 0512およびUN 0513、それぞれ **Detonators, electronic** の区分1.1B、1.4B および1.4Sに対応するもの。
- UN 3363に新規正式輸送品目名の追加、**Dangerous goods in articles**。
- 新規国連番号 UN 3549の追加、**Medical waste, Category A, affecting animals** および **Medical waste, Category A**,

affecting humans)に対応するもの。

- UN 2216, **Fish meal, stabilized** — は改定された。今後は輸送禁止/輸送禁止 (forbidden/forbidden) ではなく、Fish meal, stabilized は旅客機および貨物機専用とも輸送が許可される。
- 包装基準番号の変更。UN 3291 **Biomedical waste, n.o.s., Clinical waste, unspecified, n.o.s., Medical waste, n.o.s.** および **Regulated medical waste, n.o.s.** に対する包装基準番号はPI 622からPI 621へ変更になった。
- UN 2522, **2-Dimethylaminoethyl methacrylate** の正式輸送品目名に“stabilized”が付加された。

4.4 — 特別規定 (Special Provisions)

特別規定の改定には以下を含む。

- 特別規定 A88 および A99 に基づき輸送されるリチウム電池の認可国として運航者の属する国を含めた。これらの特別規定も、危険物申告書に記載される包装基準番号はICAOの技術指針の補足版 (the Supplement to ICAO Technical Instructions) の特別規定における識別される番号、すなわち A88 についてはPI 910、A99 についてはPI 974 としなければならないことを識別するために改定された。
- A107 において“machinery or apparatus”が“article”に置き換わる。この変更は、UN 3363 に新規の正式輸送品目名“**Dangerous goods in articles**”が追加となったことを反映している。
- A145 が改定され、waste gas cartridge および waste receptacles, small, containing gas を参照先として含むこととなった。当該特別規定には今後、区分 2.2 のガスが充填され、そして穴がけられた、waste cartridge および waste receptacles, small containing gas は本規則の適用を受けないという許容が含まれる。
- 損傷を受けたりチウム電池および欠陥があるリチウム電池を対象とする A154 に重大な改定がなされた。
- 緊急医療の必要性がある場合、発地国の認可および運航者の承認により旅客機に搭載する貨物としてリチウム電池の輸送を許可するため、A201 に改定がなされた。

新規の特別規定としては以下を含む。

- A215 — UN 3077 および UN 3082 に割り当てられたもので、技術名としてリストにある正式輸送品目名を荷主が使用することを許可するもの。
- A219 — UN 2216, **Fish meal, stabilized** に割り当てられたもので、自然発火を防ぐため fish meal には抗酸化物質が加えられなければならないことを明確にしている。

5 — 包装 (Packing)

5.0.2.5 — 容器は、試験に合格した2つ以上の型式に準拠してもよい、および2つ以上の国連容器規格マークを付けてもよいということを明確にする、新しい文章が付け加えられた。

包装基準 (Packing Instruction)

PI 378 および PI 972 — 機械が直立以外の姿勢で搭載される可能性がない場合、燃料は機械の燃料タンクの容積の4分の1以下とすることが許容されるよう改定された。

PI 457, PI 463, PI 465, PI 470, PI 471, PI 479, PI 482, PI 490, PI 491 および PI 555 において許容される単一容器は、UN Model Regulations および本規則書の他の部分で許容される容器とそろえるため改定された。

PI 492, PI 870, PI 871 および PI 872 — 単電池および/または組電池が直接外装容器に包装されることを明確にするため改定された。

PI 622 — UN Model Regulations における番号とそろえるため包装基準番号がPI 621に付け直された。

PI 650 および PI 959 — 中に国連番号の入ったダイヤモンド型マークは包装物の一面にマークされなければならないことを明確にするため改定された。

PI 956 — UN 2216, **Fish meal, stabilized** が含まれるよう改定された。

PI 957 — 組み合わせ容器も単一容器も許可されるよう改定された。

PI 962 — 新規の正式輸送品目名“**Dangerous goods in articles**”を入れるため、および“machinery”および“apparatus”に替えて“article”または“articles”を使用するため改定された。

PI Y963 — 単一の荷送り人によって準備されたユニットロードデバイスは消費者向け商品の冷却材としてドライアイスを収納してよいことを識別するため改定された。

PI 965 から PI 970 — 以下のように改定された。

- 損傷しているまたは欠陥品であると識別されたりチウム単電池または組電池は、特別規定 A154 にしたがって輸送禁止であることを特定する参照。および
- Section II において、一件の航空貨物運送状に複数の包装物の複数の包装基準を記載する場合、規定遵守の文を一つの

文にまとめることができることを識別した。そのような文の例が8.2.7に含められた。

PI 967 および PI 970 — 以下が要求されるため改定された。

- 機器は外装容器の中で移動しないよう固定しなければならない。
- 一つの包装物の中に入れられた複数の機器は、包装物の中で互いに接触して損傷しないよう包装されなければならない。

6 — 容器の規格および性能試験 (Packaging Specifications and Performance Tests)

第6章の改定には以下を含む。

- 容器につける国連容器規格マークのサイズを明確にした (6.0.4.1、6.5.3.1)。
- プラスチックドラムおよびジェリカンの製造年の表示を明確にした (6.0.4.2.1(f))。
- 2個以上の設計型式として試験された容器にかかわる新規の規定 (6.0.7)。
- 金属製エアゾールの最大容量が改定された (6.1.7.2)。
- ドラムに使用される材質が輸送される内容物と適合しない場合、アルミニウムおよび他の金属製ドラムには適切な内部の保護コーティングがなされなければならないことを識別する新規の規定が追加された (6.2.2.7)。この規定は鋼製ドラムおよび鋼製ジェリカンおよびアルミニウムジェリカンについてはすでに存在している。
- 国連シリンダーおよび密閉式極低温容器に対する ISO の参照が改定された (6.4.2)。

7 — マーキングおよびラベリング (Marking & Labelling)

7.1.4.4.1 — 包装物上の “UN” および “ID” および UN 番号および ID 番号の文字の高さを明確にするため改定された。

7.1.5.5.3 — リチウム電池マークの最小寸法が改定された。

8 — 書類の作成 (Documentation)

8.1.6.9.2 ステップ7 — 複数のオーバーパックの危険物申告書への記載方法の要件が改定され、追加の例が提供された (図8.1.Q)。

8.2.1 — 危険物が危険物申告書に記載される場合の航空貨物運送状の文言は、電子式書類の使用の言語に合わせて、危険物申告書が “attached” されるのではなく “associated” されているとするよう改定された。2年間の移行期間があり、その間はどちらの文言も受け入れられる。

9 — 取り扱い (Handling)

9.1.9 — 以前は、運航者は安全性リスク評価手順の一部として危険物輸送を含めることが望ましいと推奨する文言となっていたが、必要不可欠 (mandatory) とする文言に改定された。

9.6.4 — 発地国に報告書を提出するという要件が削除された。

10 — 放射性物質 (Radioactive Materials)

第10章の改定は以下を含む。

- 放射性物質の輸送は、IAEA Safety Standards Series No. SSR-6 の Revision 1 に基づくという範囲 (Scope) の識別が改定された (10.0.1.1)。
- 放射線レベル (radioactive level) の語句は線量率 (dose rate) に置き換えられた。
- Germanium、Iridium、Nickel、Strontium および Terbium に新規の核種が追加された (表 10.3.A)。
- 危険物が危険物申告書に記載される場合の航空貨物運送状に記載される文言が改定された (10.8.8.1)。

付録 A — 用語の解説において、用語の定義に多くの変更、削除、追加がある
これらは以下を含む。

- 持ち込み手荷物および受託手荷物の用語の定義が追加。
- 電子雷管 (detonators, electronic) の用語の定義が追加。
- 線量率 (dose rate) の用語の定義が追加。
- 放射線レベル (radiation level) の用語の削除。
- 自己加速分解温度の用語の定義の改定。

付録 C — 現在割り当てられている有機過酸化物のリストに変更がある (表 C.2)。

付録 D — 当局の連絡先が最新のものとなった。

付録E — 国連規格容器の販売業者リスト (E.1) および試験施設リスト (E.2) に変更がなされた。

付録F — 販売代理店 (F.2) およびIATA 認定危険物教育訓練校 (F.3 — F.5) およびIATA 認定危険物教育訓練センター (F.6) のリストが改定された。

付録H — 能力に基づく危険物教育訓練の開発と実施のガイダンス資料は、教育提供機関や会員航空会社とのやり取りや情報に基づき改定された。さらに、第61版の1.5節は本版の付録Hの付属書Aに移動された。